

ます。事業者が介護給付費を代理受領する場合は、利用者負担分としてサービスご利用料金の1割をお支払いいただくことになります。ただし、利用者負担上限月額が決められておりますので、受給者証をご確認ください。

《サービス昼間時間帯（午前8時～午後6時）料金》

サービス利用料金は、厚生労働省が告示している額です。

身体介護	サービス提供時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	3時間以上 (921単位に30分を増すことに)
	介護費(単位)	256	404	587	83
家事援助	サービス提供時間	30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間30分以上 (311単位に15分を増すことに)
	介護費(単位)	106	153	197	35
重度訪問介護	サービス提供時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満
	介護費(単位)	186	277	369	461

- ※1 「サービス提供時間」とは、居宅介護計画に位置付けられた内容の居宅介護を行うのに要する標準的な時間です。
- ※2 昼間時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護給付費の支給限度額の範囲であれば、介護給付費の給付対象となります。
- 夜間（午後6時から午後10時まで）25%
 - 早朝（午前6時から午前8時まで）25%
 - 深夜（午後10時から翌日の午前6時まで）50%
- ※3 契約者の同意の上で2人の訪問介護職員がサービスを行う場合は、通常の利用料金の2倍の料金となります。
- ※4 利用者に対し1か月分の利用料について、サービス提供の翌月15日までに請求書を発行いたしますので、請求書を受け取られた月の末日までにお支払い下さい。
- お支払い方法は、口座振替もしくは現金集金とさせていただきます。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

9. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護職員

サービス提供時に、担当の訪問介護職員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護職員が交替してサービスを提供する場合があります。